

例題 1

×1年度の決算において、貸倒引当金1000円を計上したが、そのうち全額が損金不算入となった。
なお、法人税等の実効税率は40%である。

例題 1

×1年度の決算において、貸倒引当金1000円を計上したが、そのうち全額が損金不算入となった。
なお、法人税等の実効税率は40%である。

繰延税金資産400 / 法人税等調整額400

例題2

- × 2年度の決算において、売掛金が貸し倒れたため
- × 1年度に計上した引当金を全額取り崩している。

なお、法人税等の実効税率は40%である。

×1年度期末に設定した貸倒引当金にかかる税効果会計の仕訳は次のとおりである。

【×1年度期末の税効果会計の仕訳】
繰延税金資産400 / 法人税等調整額400

例題2

- ×2年度の決算において、売掛金が貸し倒れたため
- ×1年度に計上した引当金を全額取り崩している。

なお、法人税等の実効税率は40%である。

×1年度期末に設定した貸倒引当金にかかる税効果会計の仕訳は次のとおりである。

【×1年度期末の税効果会計の仕訳】
繰延税金資産400/法人税等調整額400

法人税等調整額400/繰延税金資産400

例題3

×1年度末において、当期首に取得した備品(取得原価100,000円、残存価額0、耐用年数4年)について定額法により減価償却を行う。

なお、税法で認められている対応年数は5年であり、税法で認められる償却額を超過した部分については、損金に算入することができない。

なお法定実行税率は40%とする。

例題3

×1年度末において、当期首に取得した備品(取得原価100,000円、残存価額0、耐用年数4年)について定額法により減価償却を行う。

なお、税法で認められている対応年数は5年であり、税法で認められる償却額を超過した部分については、損金に算入することができない。

なお法定実行税率は40%とする。

繰延税金資産2,000 / 法人税等調整額2,000

例題4

決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価1500円に評価替えした(全部純資産直入法)。

ただし、税法上では、その他有価証券の評価替えは認められていない。
なお、法人税等の実行税率は40%とする。

例題4

決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価1500円に評価替えした(全部純資産直入法)。

ただし、税法上では、その他有価証券の評価替えは認められていない。
なお、法人税等の実行税率は40%とする。

繰延税金資産200/その他有価証券差額金200

例題5

前期末の決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価1500円に評価替えした際、以下の仕訳を行っている。
当期首に必要な仕訳をしてください。

【前期末の仕訳】

その他有価証券差額金500/その他有価証券500
繰延税金資産200/その他有価証券差額金200

例題5

前期末の決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価1500円に評価替えした際、以下の仕訳を行っている。
当期首に必要な仕訳をしてください。

【前期末の仕訳】

その他有価証券差額金500/その他有価証券500
繰延税金資産200/その他有価証券差額金200

その他有価証券500/その他有価証券差額金500
その他有価証券差額金200/繰延税金資産200

例題6

決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価2500円に評価替えした(全部純資産直入法)。

なお税法上では、その他有価証券の評価替えが認められていない。
なお、法人税等の実行税率は40%とする。

例題6

決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価2500円に評価替えした(全部純資産直入法)。

なお税法上では、その他有価証券の評価替えが認められていない。
なお、法人税等の実行税率は40%とする。

その他有価証券差額金200/繰延税金負債200

例題7

前期末の決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価2,500円に評価替えした際、以下の仕訳を行っています。
当期首における仕訳をしてください。

【前期末の仕訳】

その他有価証券500/その他有価証券差額金500

その他有価証券差額金200/繰延税金負債200

例題7

前期末の決算において、その他有価証券(取得原価2000円)を時価2,500円に評価替えした際、以下の仕訳を行っています。
当期首における仕訳をしてください。

【前期末の仕訳】

その他有価証券500/その他有価証券差額金500
その他有価証券差額金200/繰延税金負債200

その他有価証券差額金500/その他有価証券500
繰延税金負債200/その他有価証券差額金200